

	2 4か所以上	250点
J 0 5 7	軟属腫摘除	100点
J 0 5 7-2	面皰圧出法	49点
J 0 5 7-3	鶏眼・胼胝処置 (泌尿器科処置)	170点
J 0 5 8	膀胱穿刺	80点
J 0 5 9	陰嚢水腫穿刺	80点
J 0 6 0	膀胱洗淨(1日につき)	60点
	注1 薬液注入、膀胱洗淨と同時にを行う留置カテーテル設置及び留置カテーテル設置中の膀胱洗淨の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	2 区分番号C106又はC109に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った膀胱洗淨の費用は算定しない。	
J 0 6 1	腎盂洗淨(片側)	60点
J 0 6 2	腎盂内注入(尿管カテーテル法を含む。)	1,080点
	注 ファイバースコープによって行った場合に算定する。	
J 0 6 3	留置カテーテル設置	50点
	注1 膀胱洗淨と同時にを行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱洗淨の所定点数に含まれるものとする。	
	2 区分番号C106又はC109に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った留置カテーテル設置の費用は算定しない。	
J 0 6 4	導尿(尿道拡張を要するもの)	50点
	注 区分番号C106又はC109に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った導尿の費用は算定しない。	
J 0 6 5	間歇的導尿(1日につき)	150点
J 0 6 6	尿道拡張法	180点
J 0 6 7	誘導ブジー法	180点
J 0 6 8	嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)	290点
J 0 6 9	前立腺液圧出法	50点
J 0 7 0	前立腺冷温榻	50点
J 0 7 0-2	干渉低周波による膀胱等刺激法	42点
	注 入院中の患者以外の患者について算定する。 (産婦人科処置)	
J 0 7 1	羊水穿刺(羊水過多症の場合)	120点
J 0 7 2	膣洗淨(熱性洗淨を含む。)	42点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 7 3	子宮腔洗淨(薬液注入を含む。)	47点
J 0 7 4	卵管内薬液注入法	60点
J 0 7 5	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	340点
J 0 7 6	子宮頸管内への薬物挿入法	42点
J 0 7 7	子宮出血止血法	
	1 分娩時のもの	520点
	2 分娩外のもの	42点
J 0 7 8	子宮腔部薬物焼灼法	100点
J 0 7 9	子宮腔部焼灼法	180点
J 0 8 0	子宮頸管拡張及び分娩誘発法	
	1 ラミナリア	120点
	2 コルポイリンテル	120点
	3 金属拡張器(ヘガール)	180点

4	メトロイリントル	340点
5	頸管ブジー法	340点
J 0 8 1	分娩時鈍性頸管拡張法	380点
J 0 8 2	子宮脱非観血的整復法 (ペッサリー)	290点
J 0 8 3	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290点
J 0 8 4	胎盤圧出法	42点
J 0 8 5	クリステル胎児圧出法	42点
J 0 8 5-2	人工羊水注入法 (眼科処置)	600点
J 0 8 6	眼処置	25点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 8 7	前房穿開又は前房穿刺 (前房内注入を含む。)	180点
	注 顕微鏡下に行った場合は、180点を加算する。	
J 0 8 8	霰粒腫の穿刺	42点
J 0 8 9	睫毛抜去 (多数)	31点
	注1 上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても1回の算定とする。	
	2 1日に1回を限度として算定する。	
J 0 9 0	結膜異物除去 (1眼瞼ごと)	100点
J 0 9 1	鼻涙管ブジー法	42点
J 0 9 2	涙嚢ブジー法 (洗浄を含む。)	42点
J 0 9 3	強膜マッサージ	150点
J 0 9 4	削除 (耳鼻咽喉科処置)	
J 0 9 5	耳処置 (点耳、耳浴、耳洗浄、簡単な耳垢栓除去及び片耳帯を含む。)	25点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 9 6	耳管処置 (耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。)(片側)	18点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 9 7	鼻処置 (鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。)	12点
	注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 区分番号J 0 9 8に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合であっても12点とする。	
J 0 9 7-2	副鼻腔自然口開大処置	25点
	注 処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 9 8	口腔、咽頭処置	12点
	注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 区分番号J 0 9 7に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても12点とする。	
J 0 9 9	喉頭処置 (喉頭注入及び口腔、咽頭処置を含む。)	15点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 1 0 0	副鼻腔手術後の処置 (片側)	42点
	注 当該処置と同一日に行われた区分番号J 0 9 7-2に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。	
J 1 0 1	鼓室穿刺 (片側)	50点
J 1 0 2	上顎洞穿刺 (片側)	50点
J 1 0 3	扁桃周囲膿瘍穿刺 (扁桃周囲炎を含む。)	180点
J 1 0 4	唾液腺管洗浄 (片側)	60点
J 1 0 5	副鼻腔洗浄 (注入を含む。)(片側)	
	1 副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合	50点
	2 1以外の場合	20点
J 1 0 6	腺窩 (陰窩) 洗浄 (片側)	20点
J 1 0 7	鼓室洗浄	42点

J 1 0 8	鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）	240点
J 1 0 9	鼻咽腔止血法（ペロック止血法）	440点
J 1 1 0	咽喉頭電気焼灼法	30点
J 1 1 1	耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）	42点
J 1 1 2	唾液腺管ブジー法（片側）	42点
J 1 1 3	耳垢栓塞除去（複雑なもの）	100点
J 1 1 4	ネブライザー	12点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 1 1 5	超音波ネブライザー（1日につき） （整形外科的処置）	24点
J 1 1 6	関節穿刺（片側）	80点
J 1 1 7	鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所を1日につき）	50点
	注1 新生児又は乳児に対して行った場合は、それぞれ所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。	
	2 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8	削除	
J 1 1 9	消炎鎮痛等処置（1日につき）	
	1 マッサージ等の手技による療法	35点
	2 器具等による療法	35点
	3 湿布処置	
	イ 半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲のもの	35点
	ロ その他のもの	24点
	注1 1から3までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。	
	2 同一の患者につき同一日において、1から3までの療法のうち2以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。	
	3 同一の患者につき同一月において、2及び3の療法について合わせて5回以上行った場合は、5回目以降については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
	4 3については、診療所において、入院中の患者以外の患者についてのみ算定できる。	
	5 区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。	
	（栄養処置）	
J 1 2 0	鼻腔栄養（1日につき）	60点
	注 区分番号C 1 0 5又はC 1 0 9に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料又は在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。	
J 1 2 1	滋養浣腸 （ギプス）	42点
	既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定し、区分番号J 1 2 3からJ 1 2 8までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数に所定点数の100分の20に相当する点数を加算した点数を算定する。	
J 1 2 2	四肢ギプス包帯	
	1 鼻ギプス	310点
	2 手指及び手、足（片側）	490点
	3 半肢（片側）	780点

4	内反足矯正ギプス包帯 (片側)	950点
5	上肢、下肢 (片側)	1,200点
6	体幹より四肢にわたるギプス包帯 (片側)	1,700点
J 1 2 3	体幹ギプス包帯	1,250点
J 1 2 4	鎖骨ギプス包帯 (片側)	1,250点
J 1 2 5	ギプスベッド	1,400点
J 1 2 6	斜頸矯正ギプス包帯	1,500点
J 1 2 7	先天性股関節脱臼ギプス包帯	2,000点
J 1 2 8	脊椎側弯矯正ギプス包帯	3,000点
J 1 2 9	治療装具の採型ギプス	
1	義肢装具採型法	200点
2	義肢装具採型法 (四肢切断の場合)	700点
3	体幹硬性装具採型法	700点
4	義肢装具採型法 (股関節、肩関節離断の場合)	1,050点
第2節 薬剤料		

区分

- J 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
- 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
- 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
- 第3節 特定保険医療材料料

区分

- J 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
- 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。
- 第10部 手術

通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置 (区分番号J 1 2 2からJ 1 2 9までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、薬剤 (別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料 (以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節若しくは第4節の各区分又は区分番号E 4 0 0に掲げるフィルム在所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊な手術の手術料は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K 1 8 1、K 1 8 1-2、K 1 9 0、K 1 9 0-2、K 3 2 8、K 5 5 2、K 5 5 4からK 5 5 4-3まで、K 5 9 9、K 6 0 0、K 6 1 4-3、K 6 7 8、K 6 9 7-4及びK 7 6 8に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 5 区分番号K 0 1 1、K 0 2 0、K 0 5 3、K 0 7 6、K 0 7 9、K 0 8 0-2、K 0 8 2、K 1 0 6、K 1 0 7、K 1 0 9、K 1 3 6、K 1 5 1-2、K 1 5 4、K 1 5 4-2、K 1 6 0、K 1 6 7、K 1 6 9からK 1 7 1まで、K 1 7 4からK 1 7 8-2まで、K 1 8 1、K 1 9 0、K 2 0 4、K 2 2 9、K 2 3 0、K 2 3 4からK 2 3 6まで、K 2 4 4、K 2 5 9、K 2 6 6、K 2 7 7-2、K 2 8 0、K 2 8 1、K 3 1 9、K 3 2 2、K 3 2 7、K 3 4 3、K 3 7 6、K 3 9 5、K 4 1 5、K 4 2 5、K 4 2 7-2、K 4 3 4、K 4 4 2、K 4 4 3、K 4 5 8、K 4 6 2、K 4 8 4、K 4 9 6からK 4 9 8まで、K 5 1 1、K 5 1 2、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 8、K 5 1 9、K 5 2 5、K 5 2 6の2及び3、K 5 2 7、K 5 2 9、K 5 3 1、K 5 3 7、K 5 3 7-2、K 5 5 2、K 5 5 4、K 5 8 8、K 5 9 6、K 6 1 4、

	4 内反足矯正ギプス包帯 (片側)	950点
	5 上肢、下肢 (片側)	1,200点
	6 体幹より四肢にわたるギプス包帯 (片側)	1,700点
J 1 2 3	体幹ギプス包帯	1,250点
J 1 2 4	鎖骨ギプス包帯 (片側)	1,250点
J 1 2 5	ギプスベッド	1,400点
J 1 2 6	斜頸矯正ギプス包帯	1,500点
J 1 2 7	先天性股関節脱臼ギプス包帯	2,000点
J 1 2 8	脊椎側弯矯正ギプス包帯	3,000点
J 1 2 9	治療装具の採型ギプス	
	1 義肢装具採型法	200点
	2 義肢装具採型法 (四肢切断の場合)	700点
	3 体幹硬性装具採型法	700点
	4 義肢装具採型法 (股関節、肩関節離断の場合)	1,050点
	第2節 薬剤料	

区分

- J 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
- 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
- 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
- 第3節 特定保険医療材料料

区分

- J 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
- 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。
- 第10部 手術

通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置 (区分番号J 1 2 2からJ 1 2 9までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、薬剤 (別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料 (以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節若しくは第4節の各区分又は区分番号E 4 0 0に掲げるフィルム在所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊な手術の手術料は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K 1 8 1、K 1 8 1-2、K 1 9 0、K 1 9 0-2、K 3 2 8、K 5 5 2、K 5 5 4からK 5 5 4-3まで、K 5 9 9、K 6 0 0、K 6 1 4-3、K 6 7 8、K 6 9 7-4及びK 7 6 8に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 5 区分番号K 0 1 1、K 0 2 0、K 0 5 3、K 0 7 6、K 0 7 9、K 0 8 0-2、K 0 8 2、K 1 0 6、K 1 0 7、K 1 0 9、K 1 3 6、K 1 5 1-2、K 1 5 4、K 1 5 4-2、K 1 6 0、K 1 6 7、K 1 6 9からK 1 7 1まで、K 1 7 4からK 1 7 8-2まで、K 1 8 1、K 1 9 0、K 2 0 4、K 2 2 9、K 2 3 0、K 2 3 4からK 2 3 6まで、K 2 4 4、K 2 5 9、K 2 6 6、K 2 7 7-2、K 2 8 0、K 2 8 1、K 3 1 9、K 3 2 2、K 3 2 7、K 3 4 3、K 3 7 6、K 3 9 5、K 4 1 5、K 4 2 5、K 4 2 7-2、K 4 3 4、K 4 4 2、K 4 4 3、K 4 5 8、K 4 6 2、K 4 8 4、K 4 9 6からK 4 9 8まで、K 5 1 1、K 5 1 2、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 8、K 5 1 9、K 5 2 5、K 5 2 6の2及び3、K 5 2 7、K 5 2 9、K 5 3 1、K 5 3 7、K 5 3 7-2、K 5 5 2、K 5 5 4、K 5 8 8、K 5 9 6、K 6 1 4、

- K614-2、K615、K645、K677、K695、K702、K703、K756、K764、K765、K779、K780、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K889並びにK890-2に掲げる手術並びに体外循環を要する手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合（K695及びK756に掲げる手術については、1歳未満の乳児に対して行われる場合を除く。）には、それぞれ所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
- 6 区分番号K528、K535、K590、K592、K594-2、K684、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合（1歳未満の乳児に対して行われる場合に限る。）には、それぞれ所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
 - 7 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、当該手術の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の200又は100分の50に相当する点数を加算する。
 - 8 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K376、K379、K394、K410、K412、K415の2、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K455、K458並びにK463に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
 - 9 脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に当たって、脊髄誘発電位測定を行った場合は、所定点数に3,000点を加算する。
 - 10 胸腔鏡下又は腹腔鏡下による手術に当たって、超音波凝固切開装置を使用した場合は、所定点数に2,000点を加算する。
 - 11 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、当該手術の所定点数に4,000点を加算する。
 - 12 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBc抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、所定点数に100点を加算する。
 - 13 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術を行った場合の手術料は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書に規定する保険医療機関にあっては、その開始時間が同注5のただし書に規定する時間である手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。
 - 14 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
 - 15 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、骨移植術又は植皮術を他の手術と同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定し、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
 - 16 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,250点
 - 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,680点
 - 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上） 2,000点
 - 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 470点
 - 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 850点
 - 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,320点
- 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
- 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数の10分の50に相当する点数を加算する。
 - 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。

K001 皮膚切開術

- 1 長径10センチメートル未満 470点
- 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 820点
- 3 長径20センチメートル以上 1,470点

K002 デブリードマン

- 1 手若しくは指又は足若しくは指にわたる範囲のもの 1,020点
 - 2 半肢の大部若しくは頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲又は1肢若しくはこれに準ずる範囲のもの 2,300点
 - 3 2肢若しくは全腹又は身体の大部にわたる範囲のもの 3,700点
- 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、5回を限度として算定する。
- 2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。

K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）

- 1 長径3センチメートル未満 3,480点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 7,060点
- 3 長径6センチメートル以上 9,450点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）

- 1 長径3センチメートル未満 2,110点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 4,360点
- 3 長径6センチメートル以上 5,610点

K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）

- 1 長径2センチメートル未満 1,660点
- 2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満 3,670点
- 3 長径4センチメートル以上 4,360点

K006 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

- 1 長径3センチメートル未満 1,280点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 3,230点
- 3 長径6センチメートル以上 4,160点

K007 皮膚悪性腫瘍切除術

- 1 広汎切除 16,500点
- 2 単純切除 9,400点

K008 腋臭症手術

	1 皮弁法	5,730点
	2 その他のもの (形成)	1,660点
K009	皮膚剝削術	
	1 25平方センチメートル未満	1,490点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	3,360点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	5,360点
	4 200平方センチメートル以上	8,070点
K010	瘢痕拘縮形成手術	
	1 顔面	9,740点
	2 その他	8,060点
K011	顔面神経麻痺形成手術	
	1 静的なもの	14,700点
	2 動的なもの	26,000点
K012	全層、分層植皮術（露出部・粘膜部・関節部以外の部位）	
	1 25平方センチメートル未満	5,420点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	7,300点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	14,400点
	4 200平方センチメートル以上	20,100点
	注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、 右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K013	全層、分層植皮術（露出部・粘膜部・関節部）	
	1 25平方センチメートル未満	6,070点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	8,270点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	15,400点
	4 200平方センチメートル以上	21,300点
	注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、 右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K014	皮膚移植術	4,410点
	注1 同種皮膚移植を行った場合に算定する。	
	2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の 費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K015	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
	1 25平方センチメートル未満	3,760点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,830点
	3 100平方センチメートル以上	10,400点
K016	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	21,900点
K017	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	40,000点
K018	削除	
K019	複合組織移植術	11,700点
K020	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	46,200点
K021	粘膜移植術	5,010点
K021-2	粘膜弁手術	
	1 4平方センチメートル未満	6,860点
	2 4平方センチメートル以上	7,250点
K022	組織拡張器による再建手術（一連につき） 第2款 筋骨格系・四肢・体幹 (筋膜、筋、腱、腱鞘)	10,400点
K023	筋膜切離術、筋膜切開術	840点
K024	筋切離術	2,370点

K 0 2 5	股関節内転筋切離術	3,390点
K 0 2 6	股関節筋群解離術	9,340点
K 0 2 7	筋炎手術	
	1 腸腰筋、殿筋、大腿筋	2,060点
	2 その他の筋	1,210点
K 0 2 8	腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。）	2,050点
K 0 2 9	筋肉内異物摘出術	2,840点
K 0 3 0	四肢軟部腫瘍摘出術	
	1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿	6,060点
	2 手、足	3,750点
K 0 3 1	四肢軟部悪性腫瘍手術	
	1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿	12,200点
	2 手、足	10,200点
K 0 3 2	削除	
K 0 3 3	筋膜移植術	
	1 指（手、足）	6,070点
	2 その他のもの	8,180点
K 0 3 4	腱切離術・腱切除術（関節鏡下によるものを含む。）	3,300点
K 0 3 5	腱剝離術（関節鏡下によるものを含む。）	6,760点
K 0 3 5-2	腱滑膜切除術	6,760点
K 0 3 6	削除	
K 0 3 7	腱縫合術	6,700点
K 0 3 8	腱延長術	6,910点
K 0 3 9	腱移植術（人工腱形成術を含む。）	
	1 指（手、足）	8,050点
	2 その他のもの	10,700点
K 0 4 0	腱移行術	
	1 指（手、足）	8,050点
	2 その他のもの	10,700点
K 0 4 1	削除	
	（四肢骨）	
K 0 4 2	骨穿孔術	1,730点
K 0 4 3	骨搔爬術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,580点
	2 前腕、下腿	5,150点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K 0 4 4	骨折非観血的整復術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	1,600点
	2 前腕、下腿	1,780点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440点
K 0 4 5	骨折経皮的鋼線刺入固定術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	4,400点
	2 前腕、下腿	3,600点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	1,160点
K 0 4 6	骨折観血的手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	12,800点
	2 前腕、下腿、手舟状骨	8,760点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他	5,610点
	注 開放骨折、関節内骨折又は粉碎骨折に対し創外固定器を用いた場合は、10,000点を加算する。	

K046-2	象皮病根治手術	
	1 大腿	16,200点
	2 下腿	11,300点
K047	難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）	12,500点
K047-2	難治性骨折超音波治療法（一連につき）	12,500点
K048	骨内異物（挿入物）除去術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	4,650点
	2 前腕、下腿	4,180点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	2,900点
K049	骨部分切除術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	4,540点
	2 前腕、下腿	4,410点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,280点
K050	腐骨摘出術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	8,850点
	2 前腕、下腿	6,170点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420点
K051	骨全摘術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	16,500点
	2 前腕、下腿	7,720点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,970点
K052	骨腫瘍切除術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	10,300点
	2 前腕、下腿	7,210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,340点
K053	骨悪性腫瘍手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	19,200点
	2 前腕、下腿	17,700点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	11,500点
K054	骨切り術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	17,800点
	2 前腕、下腿	12,200点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	6,100点
K055	変形性股関節症手術（骨切り、臼蓋形成を伴うもの）	19,100点
K056	偽関節手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	16,900点
	2 前腕、下腿	15,400点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	8,580点
K057	変形治癒骨折矯正手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	18,500点
	2 前腕、下腿	16,300点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	9,330点
K058	骨長調整手術	
	1 骨端軟骨発育抑制術	9,670点
	2 骨短縮術	8,850点
	3 骨延長術（指（手、足））	12,000点
	4 骨延長術（指（手、足）以外）	15,800点
	注 骨延長術に際し、創外固定器を使用した場合は、10,000点を加算する。	
K059	骨移植術（軟骨移植術、骨軟骨欠損補填材料埋没を含む。）	
	1 自家骨移植	9,160点

	2 自家骨移植以外 (四肢関節、靭帯)	7,920点
K060	関節切開術	
	1 肩、股、膝	2,770点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,280点
	3 肩鎖、指(手、足)	680点
K061	関節脱臼非観血的整復術	
	1 肩、股、膝	1,580点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,000点
	3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	600点
K062	先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	2,270点
K063	関節脱臼観血的整復術	
	1 肩、股、膝	18,500点
	2 胸鎖、肘、手、足	12,800点
	3 肩鎖、指(手、足)	8,920点
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術	12,500点
K065	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下によるものを含む。)	
	1 肩、股、膝	7,570点
	2 胸鎖、肘、手、足	4,800点
	3 肩鎖、指(手、足)	3,190点
K066	関節滑膜切除術(関節鏡下によるものを含む。)	
	1 肩、股、膝	10,800点
	2 胸鎖、肘、手、足	10,100点
	3 肩鎖、指(手、足)	6,720点
K067	関節鼠摘出手術(関節鏡下によるものを含む。)	
	1 肩、股、膝	10,300点
	2 胸鎖、肘、手、足	8,980点
	3 肩鎖、指(手、足)	4,260点
K068	半月板切除術(関節鏡下によるものを含む。)	9,100点
K069	半月板縫合術(関節鏡下によるものを含む。)	10,000点
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術	11,200点
K070	ガングリオン摘出術	
	1 手、足、指(手、足)	3,050点
	2 その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190点
K071	削除	
K072	関節切除術	
	1 肩、股、膝	11,400点
	2 胸鎖、肘、手、足	9,510点
	3 肩鎖、指(手、足)	4,360点
K073	関節内骨折観血的手術	
	1 肩、股、膝	16,800点
	2 胸鎖、肘、手、足	10,100点
	3 肩鎖、指(手、足)	6,140点
K074	靭帯断裂縫合術(関節鏡下によるものを含む。)	
	1 十字靭帯	10,500点
	2 膝側副靭帯	10,200点
	3 指(手、足)その他の靭帯	6,750点
K075	非観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	1,320点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,260点

	3 肩鎖、指（手、足）	490点
K 0 7 6	観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	26,500点
	2 胸鎖、肘、手、足	16,900点
	3 肩鎖、指（手、足）	6,510点
K 0 7 7	観血的関節制動術	
	1 肩、股、膝	16,200点
	2 胸鎖、肘、手、足	9,210点
	3 肩鎖、指（手、足）	4,270点
K 0 7 8	観血的関節固定術	
	1 肩、股、膝	18,400点
	2 胸鎖、肘、手、足	11,000点
	3 肩鎖、指（手、足）	5,540点
K 0 7 9	靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。）	
	1 十字靭帯	19,100点
	2 膝側副靭帯	11,800点
	3 指（手、足）その他の靭帯	9,850点
K 0 8 0	関節形成手術	
	1 肩、股、膝	26,500点
	2 胸鎖、肘、手、足	17,600点
	3 肩鎖、指（手、足）	8,130点
	注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、所定点数に880点を加算する。	
K 0 8 0 - 2	内反足手術	17,600点
K 0 8 1	人工骨頭挿入術	
	1 肩、股、膝	15,600点
	2 胸鎖、肘、手、足	11,600点
	3 肩鎖、指（手、足）	5,370点
K 0 8 2	人工関節置換術	
	1 肩、股、膝	23,600点
	2 胸鎖、肘、手、足	17,500点
	3 肩鎖、指（手、足）	7,840点
	注 再置換の場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 0 8 2 - 2	人工関節抜去術	
	1 肩、股、膝	15,500点
	2 胸鎖、肘、手、足	12,200点
	3 肩鎖、指（手、足）	8,250点
K 0 8 3	鋼線等による直達牽引（初日。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所につき）	2,030点
	注 消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	
	（四肢切断、離断、再接合）	
K 0 8 4	四肢切断術	
	1 肩甲帯	21,600点
	2 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	14,400点
	3 指（手、足）	3,330点
K 0 8 5	四肢関節離断術	
	1 肩、股、膝	15,400点
	2 肘、手、足	10,100点
	3 指（手、足）	3,330点
K 0 8 6	断端形成術（軟部形成のみのもの）	

	1 指(手、足)	2,770点
	2 その他	3,300点
K087	断端形成術(骨形成を要するもの)	
	1 指(手、足)	6,100点
	2 その他	8,760点
K088	切断四肢再接合術	
	1 四肢	64,400点
	2 指(手、足) (手、足)	36,400点
K089	爪甲除去術	640点
K090	瘰癧手術	
	1 軟部組織のもの	990点
	2 骨、関節のもの	1,280点
K091	陥入爪手術	
	1 簡単なもの	1,400点
	2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
K092	茎状突起管開放手術	1,660点
K093	手根管開放手術(関節鏡下によるものを含む。)	4,290点
K094	足三関節固定(ランブリヌディ)手術	15,000点
K095	削除	
K096	手掌、足底腱膜切離術・切除術	2,750点
K097	手掌、足底異物摘出術	3,190点
K098	手掌屈筋腱縫合術	6,560点
K099	指瘰癧拘縮手術	5,290点
K099-2	デュプイトレン拘縮手術	
	1 1指	6,170点
	2 2指から3指	13,300点
	3 4指以上	17,600点
K100	多指症手術	
	1 軟部形成のみなもの	2,640点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	7,840点
K101	合指症手術	
	1 軟部形成のみなもの	5,630点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	8,230点
K102	巨指症手術	
	1 軟部形成のみなもの	6,410点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	9,110点
K103	屈指症手術、斜指症手術	
	1 軟部形成のみなもの	6,810点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	9,110点
K104	削除	
K105	裂手、裂足手術	15,000点
K106	母指化手術	16,600点
K107	指移植手術	42,500点
K108	母指対立再建術	9,850点
K109	神経血管柄付植皮術(手・足)	21,100点
K110	第四足指短縮症手術、第一足指外反症矯正手術	9,060点
K111	削除	
	(脊柱、骨盤)	
K112	腸骨窩膿瘍切開術	3,590点